

広島県告示第五〇七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第二項の規定によって、港湾区域内に放置されていた工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、同条第三項の規定によって、保管した。

平成二十七年八月二十日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工作物等の名称又は種類、形状及び数量

- 1 和船 一隻
- 2 和船 一隻
- 3 漁船 一隻
- 4 和船 一隻
- 5 和船 一隻
- 6 漁船 一隻
- 7 FRP製小型船舶 一隻
- 8 FRP製小型船舶 一隻
- 9 クルーザーヨット 一隻
- 10 FRP製小型船舶 一隻
- 11 和船 一隻
- 12 和船 一隻

二 当該工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

- 1 福山市東川口町一丁目一八三六―一 番地先水域 平成二十七年七月二十八日九時五十三分
- 2 福山市東川口町一丁目一八四四―八 番地先水域 平成二十七年七月二十八日十一時
- 3 福山市新浜町一丁目三九番地先水域 平成二十七年七月二十八日十一時
- 4 福山市新浜町一丁目三九番地先水域 平成二十七年七月二十八日十一時十分
- 5 福山市東川口町一丁目一八四四―一 番地先水域 平成二十七年七月二十八日十四時五分
- 6 福山市南手城町三丁目八六一番地先水域 平成二十七年七月二十八日十四時十六分
- 7 福山市引野町字沖浦五八四五番地先水域 平成二十七年七月二十八日十五時三十分
- 8 福山市引野町字沖浦五八二五―三 番地先水域 平成二十七年七月二十九日九時三十三分
- 9 福山市一文字町一八番地先水域 平成二十七年七月二十九日九時五十四分
- 10 福山市新涯町二丁目ヲ四一―一九七番地先水域 平成二十七年七月二十九日十時五十六分
- 11 福山市新涯町二丁目ヲ四一―一九七番地先水域 平成二十七年七月二十九日十一時二十分

分

分

12 福山市新涯町二丁目ヲ四一―九七番地先水域 平成二十七年七月二十九日十一時二十

三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

保管を始めた日時

- 1 平成二十七年七月二十八日十時二十九分
- 2 平成二十七年七月二十八日十一時五十一分
- 3 平成二十七年七月二十八日十一時四十四分
- 4 平成二十七年七月二十八日十一時五十九分
- 5 平成二十七年七月二十八日十五時五分
- 6 平成二十七年七月二十八日十五時十五分
- 7 平成二十七年七月二十八日十六時五分
- 8 平成二十七年七月二十九日十時五十分
- 9 平成二十七年七月二十九日十時二十五分
- 10 平成二十七年七月二十九日十一時二十八分
- 11 平成二十七年七月二十九日十一時四十分
- 12 平成二十七年七月二十九日十一時三十五分

保管の場所

福山市箕沖町一―番 (広島県港湾施設用地内)

四 当該工作物等の所有者等の行うべき措置

当該工作物等の所有者、占用者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、広島県東部建設事務所(以下「事務所」という。)の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

五 撤去等に要した費用の負担者

当該工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

六 問合せ先

福山市三吉町一丁目一―

広島県東部建設事務所港湾課港営係

電話(〇八四)九二一―一三一一